

# 産後ケア事業



出産後の女性は、赤ちゃんの世話と心身の回復のため、一定期間は家族等による家事や育児のサポートが必要になります。しかし、核家族の増加、晩婚化・晩産化などのため、祖父母の支援が得られない方が増えています。そこで石岡市では、平成30年4月より訪問型の「産後ケア事業」を開始しました。10月からは、通所型と宿泊型の利用も可能となりました。以下の要件に該当される方はご相談ください。

◇**対象者**：家族等から十分な家事及び育児に関する支援を受けることができない市内に住所を有する産後1年未満の親子で以下のいずれかに該当する方。ただし、病院等において入院による医療行為が必要な方は除きます。

- \*産後に心身の不調又は育児の不安等がある方
- \*産後の在宅生活において、休養、栄養管理等日常の生活面について保健指導を必要とする方



## ◇利用の内容

- \*お母さんと赤ちゃんの健康確認
- \*沐浴や授乳の指導、乳房ケア、育児相談など

◇**内容・利用時間・利用料金** \*生活保護世帯や非課税世帯の方は無料となります  
\*利用回数は訪問・通所・宿泊合わせて5回までとなります。

内容	利用時間	利用料金（税込み）	事業者
訪問型 （アウトリーチ）	約2時間	1回 1,000円	助産所フェルサデムヘール（土浦市） すみれ助産院（石岡市国府） A i n a助産院（土浦市）
通所型 （デイサービス）	9：30～16：30	1日 1,500円	富田産婦人科（石岡市茨城）
宿泊型	相談のうえ決定します	1泊2日 4,320円 追加1日 2,160円	霞ヶ浦医療センター（土浦市）

## ◇利用の手続き

- ①子育て世代包括支援センターへご相談ください。利用申請書を記入して頂きます。
- ②利用決定後、事業所と日時や内容を調整します。
- ③訪問型は助産師がご自宅へ訪問します。  
通所型と宿泊型は、ご自身で事業所まで行き、サービスを受けます。送迎はありません。
- ④利用時に、自己負担金を事業所へお支払いください。

## ◇問合せ・相談

石岡市子育て世代包括支援センター  
月曜日～金曜日（年末年始を除く）午前9時から午後4時まで  
〒315-0027 石岡市杉並 2-1-1 石岡保健センター内 電話0299-24-1390

所在地

